

社会福祉法人愛の森 役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の森（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費をいう。（旅費、交通費は社会福祉法人愛の森 旅費規程で別にさだめる。）

(役員等の報酬)

第3条 役員及び評議員に対しては、この条の定めるところにより報酬を支給する。

2 理事長及び業務執行理事の報酬は月額(税込み)で定めるものとし、第(1)号に定める基本額に、第(2)号に定める職務係数を乗じて得た額とする。

- (1) 基本額 … 2万円
- (2) 職務係数
 - ① 理事長 … 10から40までの係数として理事会が決議したもの
 - ② 業務執行理事 … 7.5から35までの係数として理事会が決議したもの

3 監事が監査業務に従事した際の報酬は日額(税抜き)で定めるものとし、第(1)号に定める基本額に、第(2)号に定める業務係数を乗じて得た額とする。

- (1) 基本額 … 2万円
- (2) 業務係数
 - ① 半日程度の時間を要する業務であった場合 … 1
 - ② 1日程度の時間を要する業務であった場合 … 2

4 理事会及び評議員会その他会議等に出席する役員及び評議員に対しては、1回の出席(テレビ会議による参加を含む。)ごとに、10,000円(税抜き)の報酬を支給する。

5 前項の規定による報酬は、以下の者には支給しない。

- (1) 理事長及び業務執行理事
- (2) 職員給与が支給されている役員

6 社会福祉法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条に基づく理事の報酬の総額は、年額 1,230 万円(税込み)以内とする。

(費用弁償)

第 4 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する費用（旅費、交通費を除く）を支給することができる。

3 費用の支払いは、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 報酬等の支払いは、当月分を、翌月の 25 日に、本人名義の金融機関口座に振り込むことによって、これを行う。この場合において、支払日が休日に当たる場合はその前日に振り込むものとする。

(公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部変更は、評議員及び役員の報酬規定の改正に係る定款変更が厚木市の認可を受けた日（令和3年10月7日）から施行する。
- 2 前項による厚木市長の認可を受けた場合には、変更後の規定は、令和3年6月に開催される定時評議員会終結時以降から、適用する。

附 則

この規程は、評議員会決議のあった日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この規程の一部変更は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 「社会福祉法人愛の森役員報酬総額の変更について（令和3年6月3日第2回理事会決議・同月21日第1回評議員会決議）」は、これを廃止する。